(令和7年1月号)





# 大船渡労基署ニューブ





新春の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

あけましておめでとうございます。昨年は労働基準行政の運営に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございました。





今年の干支は「巳」へび年です。調べてみたところ「巳(み・へび)は、神様の使いとして大切にされてきた動物で、脱皮を繰り返すことから不老不死のシンボル」とされていることから、今年は「再生や変化を繰り返しながら柔軟に発展していく」年になると考えられているのだそう。ところで、大船渡市と陸前高田市の市花である「ツバキ」、昨秋の週末に訪れた「世界の椿館・碁石」で、椿の花の色や形の多彩さに少々驚き、後で調べてみたところ、椿は突然変異が生じやすく、様々な色や形の花が1本の椿の木から咲くことがあるのだとか。





気仙地域で働くみなさまが、椿のように、また「巳」のように、時代の変化に応じて 柔軟に変化し、そして発展する年になることを願っております。



本年もどうぞよろしくお願いいたします。

## いわて年末年始無災害運動実施中!

令和6年12月1日~令和7年1月31日

岩手県においては、例年12月から1月に発生する転倒災害の約6割、交通労働災害の約5割が路面凍結など冬季特有要因によるものとなっており、 冬季労働災害防止が極めて重要となっています。

年末年始における労働災害防止のため、転倒防止対策をはじめ、各種 労働災害防止対策の推進をお願いいたします。

# 冬季転倒災害防止対策強化期間

令和6年12月1日~令和7年2月28日

岩手労働局では、冬季間における転倒災害を防止するため、12月から 2月までを「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定め、「いわて年末年始 無災害運動」と連動し、転倒災害防止に取り組みます。

安全管理者や安全衛生推進者等の安全担当者を配置し、転倒危険箇所の把握や防滑靴の着用・安全な歩き方の指導を行うなど、冬季転倒災害防止のための取り組みを推進しましょう!

大船渡労働基準監督署管内において、冬季特有要因の転倒災害については、60歳以上の高年齢労働者に多く発生している傾向にあります。

自身は大丈夫と思っていても、年齢を重ねるごとに身体機能は気づか ぬうちに低下していきます。身体機能の低下により足が上がりにくくな る等、つまずき等による転倒のリスクが高まります。

無理のない範囲内で転倒防止体操を実施するなど、身体機能の維持に向け取り組みを進めてみましょう!

# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化されます

令和7年(2025)1月1日施行(※)

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的 確に把握することを目的として、以下のとおり改正します。

また、<u>今和7年1月1日から労働者死傷病報告等、一部の安全衛生関係</u> <u>の報告について、電子申請が義務(※経過措置として当面の間、電子申</u> 請が困難な場合は書面による報告が可能です)となります。

・厚生労働省ホームページの関連掲載箇所はこちら



- ・以下の①、②、③、⑤は今まで自由記載であったところ、今般の改正 により、該当するコードから選択できるようになります。
- ・以下の④については、留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されます。



を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

#### ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する 細分類項目を選択してください。 (例) 製造業>食料品製造業>水産食 料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

## ②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する 小分類項目を選択してください。 (例) 生産工程従事者>製品製造・加 工処理従事者(金属製品を除く)> 食料品製造従事者

#### ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を 選択してください。

(例)傷病名:負傷>切断 傷病部位:頭部>鼻

## 4 災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入し てください。

## ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資 格を選択してください。